

時給は、東京1,010円、九州765円で245円の格差 (1日1,960円、月(22日)43,120円、年間517,440円の格差)

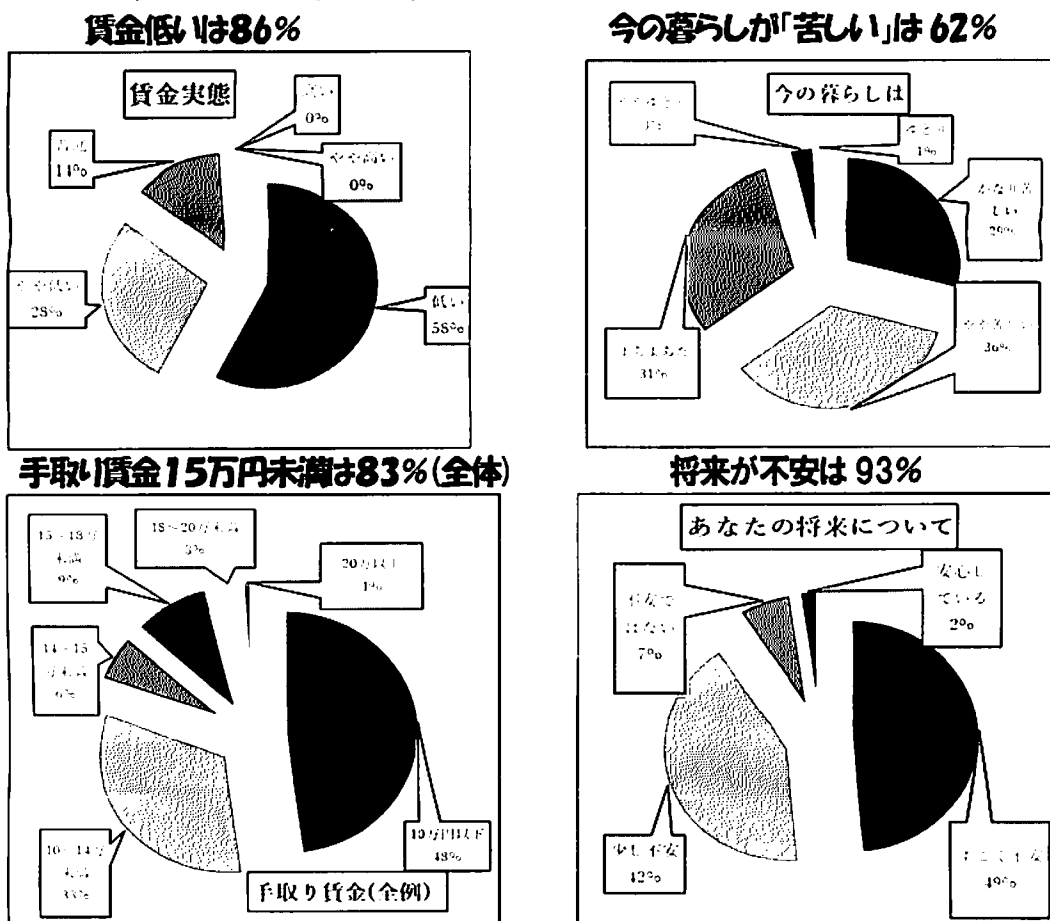
乙号事務は全国一律の業務、賃金も一律にすべきだ。

「競争入札が繰り返される中で、低価格入札が激化し公務公共サービスの低下と、法務局乙号事務労働者の①低賃金、②雇用不安、③過重労働などを初めとする劣悪な労働条件の実態が明らかになっています。そのことは労働組合の行った、2020年「雇用・労働条件等の職場実態アンケート」の集約でも明らかであり、「賃金が低い」は86%、「全体で手取り賃金15万円以下」87%、「今の暮らしが苦しい」65%、「将来への不安」91%となっており、法務局乙号事務労働者のひどい状況は続いています。

また、乙号事務労働者の賃金に、大幅な地域格差があります。10月まで23法務局を受託していた日本郵便オフィスサポートの東京では、時給1,010円、九州では765円で、なんと245円の大幅な格差(1日1,960円、月(22日)43,120円、年間517,440円の格差)がありました。他の受託業者でも、同様に各地域の最低賃金にへばりついている賃金になっています。

法務局の乙号事務で働く皆さんへのアンケート

(2020年雇用・労働条件等と職場実態アンケート)



民事法務労働組合 東京都千代田区神田須田町1-26
 芝信神田ビル8F TEL03-3251-0838 FAX 03-3251-6703
 全労連・全国一般東京地方本部 東京都中央区日本橋人形町3-7-13
 日本橋センチュリープラザ 401 TEL03-6661-2773

国、法務省は、官制ワーキングプアを作るな！ **法務局の乙号事務労働者を守れ！**

2006年より法務局乙号事務で競争入札(市場化テスト)が実施され、14年が経過しました。この間、乙号事務(法人登記や不動産登記などの証明書発行業務)労働者は雇用不安・劣悪な労働条件の悪化が蔓延する一方、仕事内容は煩雑になり「この賃金でこれだけの責任を押し付けられるのはあまりにもひどいのではないか」と、日々感じているなかで、公務公共サービス、法務行政を支えています。

**2020年10月からの委託に向けての入札で、
2月から始まった開札は、52手続き(法務局)のうち、
1回目は、23法務局、2回目は、18法務局、3回目は、
5法務局で不調、ついに随契3法務局、2法務局は持ちこし。**

今回の入札(2020年10月からの受託)は、2月14日の大阪を皮切りに、3月3日の鹿児島まで、開札が行われ、1回目の開札では52手続きのうち、23法務局で不調(再入札)、さらに、不調になった23法務局の2回目の再入札では、18法務局が、不調となり、さらに3回目の再入札では、5法務局が不調となりました。そして、その後、3法務局が随契で決定し、2法務局(新潟、鳥取)が決定せず、現受託を半年間延長し、入札という異常な入札となっています。

**法務省の予定価格は、低すぎる！
落札価格のほとんど(約95%)は、人件費、
落札価格が下がれば、労働者の賃金にはね返る！**

この背景にあるのが、民間競争入札によって、大幅な経費の削減が図られ、入札予定価格が引き下げられたによるものです。法務省の資料でも、「国が乙号事務を実施していたときに要した経費(109億9,200万円：民法労追記)と委託業務の実施に要した経費について、単年度で比較すると、約40億8,200万円(約37%)の経費の削減効果があった。さらに経費の削減を図るための方策について、引き続き検討する必要がある。」としています。しかし、乙号事務の受託は、受託金額の約95%は人件費であり、その削減を行うことは、人件費、すなわち乙号事務労働者の賃金を低く、抑えることになり、許されません。国、法務省は、乙号事務労働者の切実な声に耳を傾けるべきです。

**業務に見合った熟練賃金設定が必要！
「最低でも、時給1,300円、月給23万円」を最低保障とする
賃金等の労働条件を求めています！**

法務局証明書発行業務は知識と経験が必要であり誰でもできる仕事ではありません。しかし、法務省は入札予定価格を引き下げ、その結果落札価格が低くなっても、労働条件は受託会社が決めること、として知らん顔しています。国の仕事を委託するなら仕事に見合った賃金設定に国が責任を持つべきです。私たち労働組合は、法務省に対し「経験年数に応じた熟練賃金の設定を行い、最低でも「時給1,300円、月給23万円」を最低保障とする賃金等の労働条件を明確にすること。そのために必要な人件費を財務省に認めさせ、予定価格を引き上げる」ことを求めています。